国保・年金だより

■出産育児一時金資金貸付制度

国民健康保険加入者（被保険者）で、①②③の全てに該当する場合に出産に要する費用の一部を貸し付けます。

①出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる福生市国民健康保険加入者（被保険者）であること。

②出産予定日まで1か月以内または妊娠4か月以上であることが証明できること。

③医療機関等からの出産に要する費用の内訳が記載された請求書または領収書があること。

貸付額 出産育児一時金支給見込額（30万円）の100分の80の範囲内（24万円以内）

申請に必要なもの

①出産予定日まで1か月以内または妊娠4か月以上であることが確認できる書類

②医療機関等からの出産に要する費用の内訳が記載された請求書または領収書

③印鑑④被保険者証

■学生の皆さん、国民年金の特例制度があります

20歳以上の学生の方で本人の前年所得が年間118万円以下の場合には、申請により承認されると保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が受けられます。（※一部該当しない学校もあります。）

承認を受けた期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、一定の要件を満たせば、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されます。

また、学生納付特例を受けた期間から10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。（追納）

届出は毎年度必要になります。昨年度承認を受けた方も学生である場合は5月中に申請してください。

■特別障害給付金制度ができました

国民年金に任意加入できる期間に、任意加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方を対象とした福祉的措置として、「特別障害給付金制度」ができました。

対象者

①平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生②昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金等の加入者）の配偶者

①②の方のうち、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害に該当する方で、65歳に達する日の前日までに当該障害状態となった方

支給額 障害基礎年金1級相当に該当する方→月額5万円、障害基礎年金2級相当に該当する方→月額4万円

※なお、老齢年金等を受給している場合や所得によって支給制限があります。

請求窓口 保険年金課

給付金は、請求のあった月の翌月分から支給されます。請求が遅れた場合、さかのぼって支給されませんので、5月から受け取るためには必要書類が揃わない場合でも、4月中に請求書を提出してください。

問合せ 保険年金課保険年金係

日本赤十字社会員（社員）募集運動にご協力ください

5月1日から31日まで、日本赤十字社の会員（社員）増強運動（社費募集）が行われます。昨年は、皆さんの温かいご支援により福生市地区では、380万余円のご協力をいただきました。これらの貴重な資金は、日本赤十字社を通じて国際救援活動、災害援護、病院経営、看護師の育成、血液事業、福祉施設の経営などの事業推進のために役立てられています。

福生市地区では、今年も町会・自治会の方々のご協力をいただき会員（社員）の募集を実施させていただきます。

市民の皆さんのご理解ご協力を心からお願い申し上げます。

問合せ 社会福祉課庶務・福祉計画担当

各種手当等振込みのお知らせ 特殊疾病患者福祉手当、心身障害者福祉手当、障害者住宅家賃助成金を4月15日に振り込みます。**問合せ** 社会福祉課障害福祉係

シリーズ介護保険

上手に利用するために

■短期入所サービス（ショートステイ）

◇短期入所生活介護サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに宿泊して、食事、入浴などの介護や機能訓練を受けます。

◇短期入所療養介護サービス

介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに宿泊して、医学的な管理のもとでの医療、介護、機能訓練を受けます。

どちらも、1か月の支給限度額（介護度別に利用できるサービス量の上限）の範囲内で、他の居宅サービスと自由に組み合わせて利用できます。

■支給限度額内で利用できる日数のめやす（1か月）

要支援→6日、要介護1→16日、要介護2→18日、要介護3→24日、要介護4→27日、要介護5→30日

入浴、オムツなどは利用料に含まれていますが、送迎（希望する場合）、食材料費などの自己負担があります。

Q 認知症（痴呆性）老人も利用することができますか？

A できます。利用者の心身の状況をふまえてサービスを提供します。

Q 支給限度額内で利用できる日数を超えて利用した場合はどうなりますか？

A 保険給付の対象となる日数分は1割負担、それを超える部分は全額自己負担となります。

Q 通所介護（デイサービス）のような送迎はありますか？

A 利用者の心身の状態や家族の事情等から送迎が必要な場合には、保険給付の対象となる送迎加算があります。

Q 利用する時は、利用者または家族が直接施設に申し込むのですか？

A 介護サービス計画（ケアプラン）に組み込んで利用するため、ケアマネジャーに相談してください。

◎介護者が休養をしたいとき、急用や旅行、冠婚葬祭等などで自宅で介護できないときに便利なサービスです。季節により、かなり混み合いますので、ケアマネジャーと相談し、計画的な利用をお勧めします。

問合せ 介護福祉課介護保険係

平成17年度分の心身障害者タクシー券またはガソリン券を給付

次の方に心身障害者タクシー券またはガソリン券を給付していますので、市役所へお越しください。

対象者

◇身体障害者手帳1級・2級及び3級（下肢機能、体幹機能、内部障害）の方

◇愛の手帳1度、2度の方

◇脳性麻痺の方

◇進行性筋萎縮症の方

ただし、施設に入所している方は対象になりません。

持参するもの 身体障害者手帳または愛の手帳、印鑑、ガソリン券を申請する方は自動車の車検証も持参してください。また、使いきれなかった古い券をお持ちの場合はご返却ください。

問合せ 社会福祉課障害福祉係

児童館であそぼう4月（その2）

田園児童館　☎552・3133

◆**親子であそぼう**「みんなで楽しむこどもの日」19日㈫午前10時30分～11時30分 対象1歳6か月以上の幼児と保護者

◆**よちよちすくすくひろば**26日㈫午前10時～11時30分 対象0・1歳の幼児と保護者

◆**おはなしのひろば**　パネルシアター「パンダうさぎコアラ」他26日㈫午前11時30分～正午 対象幼児と保護者

◆**あそびの名探偵**①「アイスカップケーキをつくろう」27日㈬午後3時～4時30分 対象小学生24人 材料費100円 持ち物エプロン・うわばき・三角巾〈申込み:19日午後4時～4時30分〉②「おかあさんに写真つきこものいれをプレゼントしよう」5月7日㈯午後2時～4時 対象小学生24人 材料費50円 持ち物ペットボトル（1.5リットル）・お気に入りの写真1枚〈申込み:23日午後4時～4時30分〉

★**小学生向けのクラブ**「アウトドアクラブ」の参加者募集～自然の中で遊びを通じて仲間づくり～ 日時月3回程度土曜日午前10時～正午（内容により時間変更あり） 対象小学生24人

武蔵野台児童館　☎553・8822

◆**わくわくひろば**「こいのぼりをつくろう」パネルシアター19日㈫午前10時30分～11時30分 対象2歳以上の幼児と保護者※17年度から毎月第3火曜に実施します。

◆**あつまれ!ともだち**「バドミントン」23日㈯午後3時～4時 対象小学生以上

◆**工作教室**「モモンガをつくってとばそう」27日㈬午後2時30分～4時30分 対象小学生以上※時間内で自由に参加

◆**ぬりえ教室**28日㈭午後3時～4時30分 対象小学生以上

★**チャレンジクラブ参加者募集**原則月2回土曜日午前10時～正午※行事による変更あり 対象小学生以上24人

熊川児童館　☎539・1515

◆**くまさんひろば**「みんなであそぼう」19日㈫午前10時30分～11時30分 対象幼児と保護者 持ち物タオル・うわばき（親子とも）・卵のパック1個

◆**こぐまひろば**「ともだちいっぱい!」26日㈫午前10時～正午 対象0・1歳の幼児と保護者※親子ふれあい交流の場

◆**工作トントン**「ドラえもんマグネットをつくろう」27日㈬午後3時～4時30分 対象小学生24人 材料費100円 持ち物うわばき〈申込み:20日午後4時～4時30分〉

★◆**熊川児童館小学生クラブ「あそび塾」参加者募集**遊びを計画し、実行する体験を通しての仲間作り。土曜日・月2～3回、午前10時～午後4時 対象小学生28人

児童館の幼児向け事業　下表の事業は申込み不要で参加できます。そのほかリトミックや申込みが必要な事業もあります。申込みが先着順の場合、児童館窓口受付は午前10時から、電話受付は午後1時からですが、開館時間外の受付を電子申請によってできるようになりました。電子申請の利用は福生市ホームページ（http://www.city.fussa.tokyo.jp/）から行えます。くわしいことは各児童館へ。

対象	田園児童館	武蔵野台児童館	熊川児童館	備考
0・1歳児と保護者	よちよちすくすくひろば 毎月第2・第4火曜日 午前10時～11時30分	のびのびひろば 毎月第2・第4火曜日 午前10時～正午	こぐまひろば 毎月第2・第4火曜日 午前10時～正午	親子のふれあい、親どうしの交流の場。
幼児と保護者	※1親子であそぼう 毎月第3火曜日 午前10時30分～11時30分	遊具開放デー 原則毎月第1火曜日 午前10時～正午	くまさんひろば 毎月第3火曜日 午前10時30分～11時30分	月ごとの内容で親子で楽しく遊ぶ。
	おはなしのひろば 毎月第4火曜日 午前11時30分～正午	※2わくわくひろば 毎月第3火曜日 午前10時30分～11時30分	おはなしのひろば 毎月第1火曜日 午前10時30分～11時	パネルシアターなどでお話に触れる。
	※1は1歳6か月以上※2は2歳以上。その他は限定なし			
保護者	子育て相談（各館）　（指導員が子育ての悩みを解決するお手伝いをします。）			

★の小学生向けクラブ共通 活動費年間2000円※他児童館のクラブとの重複申込み・参加はできません。定員を超えた場合は責任抽選、結果を郵送。〈申込み:20日午後4時～27日5時直接各児童館へ〉